

小松島市内で転居された方へ

※次の資格をお持ちの方は下記の手続きが必要です※

対象となる方		手続き	場所	担当課
住基カードの交付を受けている方		表面記載事項の変更手続きを行ってください。	市役所1階 ①番窓口	市民生活課 (32-2112)
電子証明書の交付を受けている方		失効されますので、必要に応じて手続きをしてください。		
国民年金受給者の方		住所変更の手続きを行ってください。	市役所1階 ③番窓口	健康増進課 年金係 (32-2113)
国民健康保険に加入されている方		住所変更の手続きを行ってください。 住所を変更する前の被保険者証・各認定証と印鑑をお持ちください。	市役所1階 ⑤番窓口	健康増進課 国保係 (32-2113)
後期高齢者医療に加入されている方		住所を変更する前の被保険者証・各認定証をお返しください。	市役所1階 ④番窓口	健康増進課 老人保健係 (32-2113)
乳幼児等・母子家庭等・ 重度心身障害者等医療 を受給されている方		住所変更の手続きを行ってください。 医療受給者証と印鑑をお持ちください。		
介護保険被保険者の方		住所を変更する前の被保険者証をお返しください。	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 介護保険係 (32-3507)
子ども手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当を 受給されている方		住所変更の手続きを行ってください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 子ども家庭 支援室 (32-2114)
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方		住所変更の手続きを行ってください。 手帳と印鑑をお持ちください。	市役所1階 ⑨番窓口	介護福祉課 障害者福祉係 (32-2279)
原動機付自転車を 所有されている方		手続きの必要はありません。	市役所1階 税務課内	税務課 諸税係 (32-3845)
公立の幼少中 学校へ通学さ れているお子 様がある方	通学区区が 同じ場合	学校(園)へ届出してください。	現在お子様が通学している 幼小中学校	
	通学区区が 異なる場合	市教育委員会へ届け出て、必要な手続きをお取りくだ さい。	(住所) 横須町2番14号 教育委員会内2階	教育委員会 学校課 (32-3811) (32-3813)